

社会福祉法人 玉扇会

評議員及び役員の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人玉扇会（以下「本会」という。）の定款第8条、定款第21条に基づく評議員の報酬等及び役員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めることによる。

- （1）評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- （2）役員とは、理事及び監事をいう。
- （3）報酬等とは、報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- （4）費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会等への出席の都度、別表1に定める額に基づき支給する。

- 2 役員の報酬は日額とし、役員会等への出席の都度、別表1に定める額に基づき支給し、各年度の総額は200,000円を超えない範囲とする。

（報酬支払方法）

第4条 前号各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むこともできる。

（公 表）

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改 廃）

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成 30 年 6 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 1 月 12 日（評議員会の議決日）から施行する。

別表 1

【報 酬】

名 称	報 酬 額
評議員報酬	5,568 円
役員報酬	5,568 円